平成２６年（フ）第２１１３号
名古屋市名東区香南１丁目418番地の１　ツインコート24―303号
破産者　武井　義和
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３４号
愛知県春日井市神領町２丁目５番地３　グランドモンブラン303号
破産者　木村　壮志
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３８号
名古屋市中川区小碓通１丁目12番地の２　サンシャイン小碓703、従前の住所名古屋市中川区愛知町20番15号　エーデルハイムあいち301号
破産者　石黒鈑金工業所こと　石黒　伸広
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９４１号
神戸市北区鈴蘭台北町１－２－１―302、開始決定時の住所神戸市北区緑町８丁目１番９―104号
破産者　山　　智也
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９４０号
広島県大竹市御園１丁目４番10号
破産者　蔵本　昌平
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６９号
佐賀県唐津市東城内15番１号
破産者　中村　繁夫
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第１０号
沖縄県那覇市首里汀良町３丁目55番地
破産者　金城志津子
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第７８号
青森県十和田市西三番町18番34号　第一丸福ＡＰ１号、旧住所青森県十和田市西十三番町47番16号　種市方
破産者　岡本くに子
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第１２７号
宮城県遠田郡美里町北浦字米谷78番地　ＹｏｕＨｏｕｓｅ　Ｂ棟、従前の住所宮城県大崎市田尻大沢字南谷地中45番地１
破産者　安部　健一
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１２９号
宮城県遠田郡美里町中埣字十二神55番地１
破産者　大場　利光
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第２３０号
宮城県宮城郡利府町花園３丁目23番地６、前住所秋田市将軍野南４丁目８番37号
破産者　ナガキスポーツこと　長谷川好見
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７１号
秋田県鹿角市花輪字八正寺７番地、借入時住所東京都板橋区泉町38番15号パムファミリー板橋泉町Ｆ棟105・石川県小松市向本折町戊267
破産者　奥村　広樹
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第７２号
福島県伊達市梁川町字大清水79番地３
破産者　佐藤貴美子
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第９９号
福島市本内字中河原16番地の２、従前の住所福島市松川町美郷３丁目29番地の13
破産者　石井　昌弘
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第１５２１号
神奈川県藤沢市弥勒寺２丁目１番９号
破産者　中山　　卓
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６８号
横浜市西区中央１丁目28番13―305号
破産者　徳永　周彦
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８２号
神奈川県海老名市東柏ケ谷１丁目８番１―102号
破産者　飛田　誠紀
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６号
新潟県燕市小中川1172番地
破産者　オリーブこと　遠藤　清美(旧姓井塚)
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部